

大川市ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大川市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への有料広告の取扱について必要な事項を定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、バナー広告（市ホームページに表示される広告画像で広告主の指定するホームページへリンク（市ホームページの画面上から他のホームページへつながり、当該他のホームページを画面上に展開できることをいう。以下同じ。）するものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載基準)

第3条 市ホームページに掲載できる広告及びリンク先ホームページは、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、選挙関係および宗教活動に係るもの
- (4) 政党・政治団体に係るもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (9) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (10) 法令に違反、または抵触するおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全育成にふさわしくないもの
- (12) 本市または他の地方公共団体が、広告の対象を推奨しているかのような表現を含むもの
- (13) 社会問題についての主義主張や係争中の声明に係るもの
- (14) マルチ商法や、非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (15) その他市長が市ホームページに掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、次に掲げる順位により優先的に掲載するものとする。

- (1) 第1順位 公共的性格のある企業で市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 第2順位 前1号に該当しないもので市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 第3順位 前2号に該当しないものの広告

(広告画像の規格)

第5条 広告画像の規格は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める内容とする。

- (1) ファイルの形式 G I F 又は J P E G 形式
- (2) 大きさ 縦 4 0 ピクセル×横 1 4 8 ピクセル以内
- (3) 情報量 5 キロバイト以内
- (4) 性質 W E B アクセシビリティ (日本工業規格として制定された高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。)に準拠した静止画像であって文字色及び背景色を容易に識別することができ、かつ、文字、絵、図柄等の解像度が高く鮮明であるもの

2 広告画像は、次に掲げるものを含んではならない。

- (1) 閲覧者が市の作成したホームページの内容の一部であると誤解するおそれのあるもの
- (2) 閲覧者が広告主の指定するホームページへリンクすることを意図しないまま当該ホームページへリンクしてしまうおそれのある文字、記号、絵、図柄等
- (3) アニメーション、フラッシュ等点滅するもの又は反転表示若しくは画像の切替りがあるもの
- (4) その他市長が広告画像として不適切と認めるもの

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、継続的に複数月にわたり掲載することも可能とする。

2 前項の広告掲載期間中に、大川市の電子計算組織等の保守点検、修理等により一時的にバナー広告が閲覧できないことがあった場合においても、その期間は同項の掲載期間に含まれるものとする。

(広告掲載の申込み及び承認)

第7条 市ホームページに広告を掲載しようとするものは、大川市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、第3条及び第5条の規定に照らしてその内容を審査し、承認した場合は広告掲載を行う。なお、結果については大川市ホームページ広告掲載結果通知書(様式第2号)にて通知する。この場合において、

市長は、当該広告主に市税等の未納があった場合は、広告の掲載を承認しないことができる。ただし、当該未納額が完納された場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項の通知書で承認の決定をした場合は、広告の掲載を行うものとする。
- 4 市長は、前項の承認の際必要があると認めるときは、当該広告主に対し申込内容の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。
- 5 広告主は、広告を掲載した後において、広告内容の大幅な追加、変更等を行おうとするときは、市長に大川市ホームページ広告変更申出書（様式第3号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

（広告掲載の料金）

第8条 広告掲載の料金は次の各号に掲げる広告主の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、広告枠を広告業者などに売却・貸与等した場合はこの限りでない。

（1） 市内に事業所があるもの 1枠につき月額5,000円

（2） 前号に該当しないもの 1枠につき月額1万円

- 2 前項の規定にかかわらず、掲載申込期間が12月となるときは、同項の規定により算出した料金に10分の9を乗じて得た額を掲載料金とする。ただし、その申込期間が複数年度にわたる場合には、この限りでない。
- 3 広告掲載の料金は、市長が定める期日までに納入しなければならない。

（広告主等の責任）

第9条 広告の内容に関する責任は、全て広告主及び広告取扱業者が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、広告主及び広告取扱業者がこの要綱に違反するなど、市ホームページの管理運営上支障があると認めるときは、当該掲載を取り消すことができる。

（有料広告審査委員会）

第11条 市ホームページへ掲載する広告の内容を審査するため、有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、「市報おおかわ」有料広告審査委員会（市報おおかわに掲載する有料広告の取扱要綱（平成18年大川市告示第94号。次項において「市報おおかわ有料広告要綱」という）第12条に規定する委員会をいう。）をもって、これに充てる。
- 3 委員会の会議、所掌事務及び庶務については、市報おおかわ有料広告要綱第12条第2項から第12項までの規定を準用する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の大川市ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「新要綱」という。）第7条の決定を受けようとするものは、この要綱の施行の日前においても、広告掲載の申込みを行うことができる。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の申込みがあった場合には、施行の日前においても、新要綱第7条の承認をすることができる。この場合において、その決定を受けたものは、新要綱第7条の決定を受けたものとみなす。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

大川市ホームページ広告掲載結果通知書

広告主 住所
氏名

大川市長



年 月 日付で申請のあった大川市ホームページへの広告掲載については、下記の通り決定しましたので、大川市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 審査結果 承認 ・ 非承認

2 広告内容（画像）

3 広告主

4 広告の掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大川市ホームページ広告変更申出書

大川市長 様

広告主 住 所
氏 名

印

大川市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条第4項の規定により、下記のとおりバナー広告の変更を申し出ます。

記

1 変更を希望する時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

2 連絡担当者 _____ (TEL _____)

3 変更の内容 _____

